



市・県民税 申告相談日程表

受付時間 午前9時15分～午後3時(9時開場) / 市役所8階は午前9時から受付

受付日	対象地域	会場	受付日	対象地域	会場
2月17日(月)	対象地域無し(お住まいの地域の会場で、都合がつかない方)	市役所8階大会議室	4日(火)	中富・下富・神米金・北岩岡・北中1～4丁目・岩岡町・所沢新町・花園1～4丁目	富岡まちづくりセンター
18日(火)	山口1～1399番地	山口まちづくりセンター	5日(水)	林1～3丁目・三ヶ島1～5丁目・糞谷・堀之内	三ヶ島まちづくりセンター
19日(水)	山口1400番地以降・上山口・小手指台		6日(木)	狭山ヶ丘1～2丁目・東狭山ヶ丘1～6丁目	
20日(木)	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目・松郷	柳瀬まちづくりセンター	7日(金)	西狭山ヶ丘1～2丁目・和ヶ原1～3丁目・若狭1～4丁目	市役所8階大会議室
21日(金)	荒幡・松が丘1～2丁目・久米(481番地～620番地を除く)	吾妻まちづくりセンター	10日(月)	小手指町1～5丁目・北野新町1～2丁目	
25日(火)	下安松	松井まちづくりセンター	11日(火)	北秋津・久米481番地～620番地	
26日(水)	上安松・牛沼・くすのき台1～3丁目		12日(水)	日吉町・東町・旭町・御幸町・有楽町・北有楽町・喜多町・こぶし町・若松町・下新井・西新井町・東新井町	
27日(木)	向陽町・けやき台1～2丁目	新所沢まちづくりセンター	13日(木)	寿町・元町・金山町・宮本町1～2丁目・東住吉・西住吉・南住吉・星の宮1～2丁目	
28日(金)	泉町・榎町・青葉台・緑町1～4丁目		14日(金)	西所沢1～2丁目・北原町・中富南1～4丁目・上新井1～5丁目	
3月3日(月)	小手指南1～6丁目・北野1～3丁目・北野南1～3丁目・小手指元町1～3丁目	小手指まちづくりセンター	17日(月)	弥生町・美原町1～5丁目・北所沢町・松葉町・大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目	

税理士による無料税務相談

- 2月3日(月)～14日(金)(土・日曜、祝日除く)
- 場市内各税理士事務所
- 令和6年中の収入が600万円以下で▶年金受給者▶給与所得者で医療費控除を受けたい方▶年の途中で就・退職し、

年末調整をしていない方
 1月20日(月)から関東信越税理士会所沢支部事務局に電話
 ☎2993-0822(午前10時～正午、午後2時～4時/土・日曜、祝日除く)

【留意事項】

- 混雑緩和のため、指定会場での申告をお願いします。
- 申告会場の駐車場は大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。
- 土・日曜、祝・休日は実施していません。

大変混み合うため、郵送での申告にご協力ください



税の申告に必要なもの

税の申告には、右記のものがが必要です。該当するものをそろえて、申告会場に向かいましょう。

1月中に郵送します

公的年金受給者に対し、令和6年中の支払総額を記載した「公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構などが郵送します。非課税の遺族・障害年金は郵送しません。マイナポータルで、e-Taxで使える電子データの受け取りが可能です。

- ☎ねんきんダイヤル☎0570-05-1165
- ▶所沢年金事務所☎2998-0170



2月上旬に郵送します

令和6年中に支払った所沢市の①国民健康保険税②介護保険料③後期高齢者医療保険料の額を記載した「納付済額のお知らせ」を郵送します。①は世帯主宛てに郵送します。◎1月中の送付を希望する場合は、課税担当課にお問い合わせください。◎職場や個人で加入している保険料などについては加入している各団体へお問い合わせください。

- ☎①の納付…収税課☎2998-9073
- ▶①の課税…国民健康保険課(国民健康保険担当)☎2998-9131
- ▶②…介護保険課☎2998-9420
- ▶③…国民健康保険課(後期高齢者医療担当)☎2998-9218

介護保険のサービス利用料も控除対象

介護サービス(予防サービス・総合事業サービス含む)の領収書に「医療費控除対象額」の記載がある場合(一部の居宅サービスは、医療系のサービスと併用の場合のみ)は、通常の医療費に合算して申告できます。

高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・介護保険利用者負担助成金として交付された金額は、控除対象から差し引いてください。

- ☎介護保険課☎2998-9420

Check ✓

- 申告書(市や税務署から届いたもの)
◎ボールペンもお持ちください。
- 令和6年中の収入が分かるもの
 - ▶給与の源泉徴収票
 - ▶年金の源泉徴収票
 - ▶営業所得・不動産所得の収入や経費が分かる帳簿など
 - ※市・県民税は「年末調整済みの給与」以外の所得が20万円以下でも申告が必要
- 控除が分かるもの
 - ▶社会保険料の領収書(国民健康保険・国民年金など)
 - ▶生命保険・地震保険の控除証明書
 - ▶障害者手帳・障害者控除対象者認定書
 - ▶医療費控除の明細書/医療費のお知らせ
 - ※事前に合計額と保険金などで補てんされる金額を計算
 - ※医療費控除の適用を受けるには、「医療費控除の明細書」を添付
 - ※健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費の明細の記入が省略可
 - ※領収書での申告は不可
- マイナンバーが分かるもの
次の全てが必要です。
 - ①番号確認書類
本人のマイナンバーカード、通知カードなど
 - ※扶養親族などの確認書類は不要ですが、申告書にマイナンバーの記入が必要
 - ②身元確認書類
本人(代理人申告の場合は代理人)の顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など)
 - ※本人申告の場合のみ、健康保険証も使用可能
 - ③代理権確認書類(代理人申告の場合のみ)
委任状、本人の公的身分証明書など